

交渉の議事要旨

(開催日時)

平成23年6月30日(木) 15:00~15:37(37分)

(開催場所)

留萌開発建設部 第2会議室

(出席者)

当局側(留萌開発建設部)

山田 博継(総務課長)、高谷 洋一(総務課長補佐)、中尾 厚(総務課長補佐)、
飯田 泰理(上席総務専門官)

職員団体側(全北海道開発局労働組合婦人部留萌支部)

池田 弥生(部長)、加藤 陽子(副部長)、山口 江利(書記長)、
加藤 知奈美(執行委員)

(議題)

- 1 当部女性職員の健康安全管理について
- 2 当部女性職員の宿舍の入居について
- 3 当部本部庁舎における執務環境について

(挨拶)

- 全北海道開発局労働組合婦人部留萌支部婦人部長から
 - ・ 「新たな交渉の枠組み」が出来て初めての交渉となるが、要求書の内容についてはどれも婦人部として切実な要求となっている。女性職員の労働条件、生活条件の向上に向けて十分に話し合いを行いたい。
- 総務課長から
 - ・ 昨年3月に「新たな交渉の枠組みの考え方」が合意されて以降、初めての全開発婦人部留萌支部との交渉となるが、新たな交渉の枠組みを決めるに至った経緯を十分にふまえ、この新たなルールに則った健全な労使関係の構築に努めていく所存である。

(要求書に対する回答)

- ・ 要求書のうち、交渉議題として取り決めた3点について回答(別紙のとおり)。

(交渉概要)

【議題1:当部女性職員の健康安全管理について】

○職員団体側から

- ・ 子宮がん検診のエコー検査は、がんの早期発見に有効な検査でもあるため、個人負担を無くし多くの部員が受診できるよう検診項目に取り入れていくことを検討していただきたい。

また、乳がん及び子宮がん健診は、今年度の当部の健康安全管理計画において希望する者は該当年度でなくても受診できることとなっているが、部員は皆不安に思っているため、来年度以降も同様の運用となるのか確認したい。

○当局側から

- ・ 乳がん・子宮がん検査については、厚生労働省の「がん予防重点健康教育及びがん検査実施のための指針」により実施することとしており、エコー検査については同指針に含まれていないことから実施していない。あくまでも指針に基づき対応していくことを理解していただきたい。

なお、来年度以降の運用は未定であるが、不安の声があるということは聞いた。職員からの意見については「意見箱」を活用するなど、広く意見を聞いていきたい。

【議題2：当部女性職員の宿舎の入居について】

○職員団体側から

- ・ 幌延河川事業所の転用宿舎について、女性職員を入居させることについて当局としてどのように考えているのか。

○当局側から

- ・ 転用宿舎については最低限必要な生活設備は整えたものと考えている。また、現在女性職員は入居していないが、問題があればその都度意見を出してもらい、適切に対応していきたい。

【議題3：当部本部庁舎における執務環境について】

○職員団体側から

- ・ 本部庁舎は、2階及び3階の室温が高く、体調を崩す者もいる。特に契約課は窓を開けても風が抜けず、空気がこもり室温が高くなっている。何か対策はないのか。

○当局側から

- ・ 空調設備は一つであり温度調整を一定に保つよう細かな温度調整は難しく、庁舎の構造から抜本的な改善も難しいが、今年の夏の実情も踏まえ、執務環境の改善に向けて出来ることを検討していきたい。

※文責は留萌開発建設部当局（今後修正等があり得る。）

交渉議題に関する回答メモ

1. 当部女性職員の健康安全管理について

健康・安全管理は、職員が勤務する上で重要な問題であると認識しており、当局としては、各種の健康診断及び保健安全教育の実施、執務環境の点検整備などを推進し、職員の健康の保持増進及び安全管理の徹底を図っているところである。

特にメンタルヘルス対策については、心の不調を原因として療養する職員が病気休職者の多くを占める現状にあることから、職員の勤務状況及び健康状態の把握、カウンセリング制度の活用等に努めるよう、引き続き各管理者を指導するとともに、職場におけるストレス要因の軽減・除去及び勤務環境の向上を図り、心の不調を原因とした疾病の防止に努めていきたい。

また、公務上等災害の根絶に向け、今後も職場点検や災害の発生状況の周知などを行い、職員に対する安全意識の高揚、安全教育の実施などの取組に一層努めていく考えである。

なお、健康安全管理計画の作成など、健康管理及び安全管理に関しては、「意見箱」及びメールボックスのほか、課内会議や職場内ミーティング等の場を活用するなど、広く職員の意見を聴いた上で、必要な措置を講じていく考えである。

2. 当部女性職員の宿舎の入居について

宿舎や独身寮への入居を希望する職員については、貸与基準を基本とし、空き宿舎の状況などを勘案の上、できる限り入居させるようにしてきたところであり、引き続き、希望する職員が入居できるよう努めていく考えである。

3. 当部本部庁舎における執務環境について

本部庁舎の執務環境については従来から整備に努めてきたところであり、今後も室温に注意し、事務室内が最適な温度に保たれるよう努めていきたい。

全開発婦人部2011年春闘統一要求書

留萌開発建設部長 吉井 厚志 殿

2011年6月30日

全開発労働組合 留萌支部
婦人部長 池田 弥生



一、行政改革は行わないこと。

- 1 これ以上の組織の統廃合及び定員削減は行わないこと。
- 2 民主的な公務員制度改革の実現をはかること。

二、健康で文化的な生活を営むための最低限度の保障をすること。

- 1 義務教育にかかる父母負担をなくするとともに、すべての教育にかかる公費負担を増やすこと。
- 2 児童手当に替わる措置を、確実に実行すること。
- 3 出産にかかる費用の一切を国費負担とすること。当面、出産費を増額し、育児手当を支給すること。
- 4 公立の産休あけ保育所、および学童保育所を設置し、その内容の充実（国の基準を上げる）をはかること。
- 5 社会保障制度の改悪を行わず、内容の充実をはかること。特に次の改善を早急に行うこと。
①介護保険法 ②医療保険制度 ③公的年金制度

三、勤務条件を改善し、意欲的に働ける職場にすること。

- 1 業務量に見合った要員を確保すること。
- 2 産休代替を確保すること。
- 3 職務職階給の賃金体系を改め、通し号俸とすること。当面、準職員の三級昇格年齢引き下げを早期に実現すること。
- 4 配偶者の転勤にあたっては、希望する場合は夫婦ともに転勤できるように考慮すること。
- 5 人事については民主的・公平・公正に行い、特に部内昇任を拡大すること。また、採用、配置、昇任など、職場における男女差別をなくすること。
- 6 準職員を定員化し、勤務条件を改善すること。
- 7 VDT作業にあたっては、指針を徹底させるとともに、勤務条件を改悪させないこと。
- 8 希望者を全員宿舎・独身寮に入れること。また改善の必要がある場合には早急に行うこと。

四、労働基準法、人事院規則を改正し、母性保護、権利を拡大すること。

- 1 男女がともに家庭責任を担える勤務条件を確保するとともに、実効ある男女共通規制を行うこと。
- 2 生理休暇を特別休暇とすること。
- 3 休暇を新設し、制度を改善すること。
新設 ④遠隔地通院休暇 ⑤妊娠障害休暇 ⑥更年期障害休暇

改善 ㊶配偶者の産後休暇を二週間 ㊷産前休暇を八週間 ㊸多胎出産の産後休暇を一〇週間 ㊹結婚休暇 ㊺忌引休暇 ㊻追悼のための休暇 ㊼子どもの健診・予防接種時の休暇

- 4 育児休業制度、介護休暇制度及び看護休暇制度の内容の充実をはかること。
- 5 保育時間を一日二回それぞれ一時間とし、このための交通に要する時間も認めること。
- 6 すべての検診を全員が受診できるようにするとともに、内容の充実をはかること。

五、職場要求は誠意をもって解決すること。

特に独立行政法人土木研究所寒地土木研究所の要求（別紙）に対して、改善ははかれるように主務省として努力すること。

全開発婦人部留萌支部 2011春闘独自要求書

- 1 産前休暇・産後休暇・育児休業の申し入れがあつた場合は、
該当職場で十分な話し合いがされるように課所長に周知・指導
すること。また、必要な代替要員を配置し職員の心身の負担を
軽減すること。
- 2 婦人科検診の内容を充実させ、健康安全管理計画で検診実施
時期を早期に示すとともに、希望者については全員受診させる
こと。
- 3 準職員の3級昇格年齢の引き下げを早期に実現させること。
また、勤務内容の変更については職員の負担とならないよう配
慮すること。
- 4 育児休業を有給化し、取得しやすい制度とすること。
- 5 看護休暇の年齢制限を撤廃し、日数の拡大をはかること。
- 6 庁舎内の室温を執務に適するよう良好に保つこと。

二〇一一年六月三十日

北海道開発局留萌開発建設部

部長 吉井 厚志 殿

全開発労働組合婦人部留萌支部

婦人部長 池田 弥生

